

大口町告示第30号

大口町短期介護事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町短期介護事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町短期介護事業実施要綱（平成12年大口町告示第64号）の一部を次のように改正する。

第1条第中「や養護老人ホーム」を削り、「で介護」を「での介護」に改める。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第4条第1号中「、失踪、出張、転勤、介護、学校等の公的行事への参加」を削り、同号ただし書を削る。

第7条を次のように改める。

（費用の負担）

第7条 町長は、短期介護事業の利用に要した費用を負担する。ただし、利用者が介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る保険給付を受けた場合は、介護報酬額から保険請求額を差し引いた額を負担するものとする。

2 利用者は、食費及び居住費等の実費を負担し、直接、事業を委託する実施施設に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者が生活保護世帯に属する者その他町長が費用負担が困難と認める者についてはこの限りでない。

第8条を削る。

第9条第2項中「様式第6」を「様式第4」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表を削る。

様式第1中

氏名	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	1 40歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている障害の程度が1級又は2級の者			
	2 特定医療費受給者証（指定難病）の保持者			
	3 介護保険法（平成9年法律第132号）により要介護及び要支援の認定を受けた者			

対 象 区 分	4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第2項に規定する養護者による高齢者虐待のおそれがある者
	5 70歳以上の単身高齢者又は75歳以上の高齢者世帯に属する者
	6 その他

を

氏 名	生年月日	年 月 日
対 象 区 分	1 40歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている障害の程度が1級又は2級の者	
	2 特定医療費受給者証（指定難病）の保持者	
	3 介護保険法（平成9年法律第132号）により要介護及び要支援の認定を受けた者	
	4 70歳以上の単身高齢者又は75歳以上の高齢者世帯に属する者	
	5 その他	

に改め、同様式裏面中

「 ◎下記は、記入不要です。

介護保険料段階	段階	利用料金	
---------	----	------	--

を削る。

様式第2中「2 利用料 1回につき 円」及び「利用料は、1月単位で町にお支払ください。」を削る。

様式第4及び様式第5を削る。

様式第6中「第9条」を「第8条」に改め、同様式を様式第4とする。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。